



# 長野県報

6月4日(木)  
平成27年  
(2015年)  
第2679号

## 目次

### 規則

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(介護支援課)..... 1

### 告示

長野県議会定例会の招集(財政課)..... 2

長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)及び住所の変更の届出(会計課)..... 2

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... 2

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... 2

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課)..... 2

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(3件)(県民協働課)..... 3

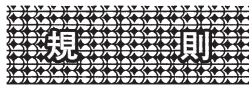
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)..... 3

特定調達契約に係る一般競争入札(契約・検査課)..... 4

開発行為に関する工事の完了(4件)(都市・まちづくり課)..... 8

特定調達契約に係る一般競争入札(会計課)..... 8

特定調達契約に係る一般競争入札(ものづくり振興課).....10



養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年6月4日

長野県知事 阿部守一

#### 長野県規則第40号

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号のウ中「前号のア、ウ及びエ」を「前号のイ、エ及びオ」に改める。

第3条第3項第4号中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護」に、「第194条」を「第177条第1項」に、「第8項において」を「以下」に、「又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に、「第176条」を「第157条第1項」に、「外部サービス利用型

指定介護予防特定施設入居者生活介護を」を「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」に改め、同条第8項中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、「(次項及び次条において「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)」を削り、同条第9項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム」に改める。

第4条中「生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであって、条例第12条第1項第3号の規定による生活相談員を置いていない場合」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

介護支援課